

# 第3章

## 敬老会補助金 FAQ

---

○補助対象経費に関すること

ご 質 問	回 答
<p><b>【人件費】</b></p> <p>Q1. 地区役員等（町内自治会の役員など、開催・運営の従事者。以下同じ。）の人件費（賃金・給与・謝礼など）は補助の対象となりますか。</p>	<p>人件費は、補助の対象となりません。</p> <p>ただし、地区役員等が敬老会において飲食するものの代金については、補助の対象となります。</p>
<p><b>【報償費】</b></p> <p>Q2. 小中学生や高校生などの児童・学生が敬老会で歌・演奏の披露等を行う場合、小中学生等に渡す謝礼は補助の対象となりますか。</p>	<p>小中学生や高校生などの児童・学生に対する謝礼は、補助の対象となります。</p> <p>ただし、児童・学生に対する謝礼は、現金を渡すことは好ましくないため、お弁当やお茶などの飲食物や、筆記用具などの文具などを渡すようにしてください。</p>
<p><b>【報償費】</b></p> <p>Q3. 地区役員等が、案内状や看板の印刷・製作、写真の撮影や現像等を行う場合、地区役員等に渡す謝礼は補助の対象となりますか。</p>	<p>人件費となるため、補助の対象となりません。</p> <p>ただし、案内状の用紙、看板等の材料費、写真を現像するインクや用紙などの物品を購入した代金は消耗品として補助の対象となりますので、印刷等のために物品を購入したお店の領収書を添付してください。</p>
<p><b>【交通費】</b></p> <p>Q4. 敬老会の参加者で足の不自由な方を敬老会の会場に招待するため、タクシーを利用したり、送迎用のレンタカーを借りたりする代金は、補助の対象となりますか。</p>	<p>参加者の送迎に要する費用は、補助の対象となります。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【燃料費】</b></p> <p>Q5. 敬老会の参加者を敬老会の会場に送迎するために自家用車を利用する場合、自家用車のガソリン代は補助の対象となりますか。</p>	<p>自家用車を利用する場合のガソリン代は、敬老会のための送迎と日頃の利用とでの切り分けが難しいことから、補助の対象となりません。また、この場合、送迎したお車代として謝礼を支払う場合についても、補助の対象となりません。</p>
<p><b>【消耗品費】</b></p> <p>Q6. 敬老会の参加者のうち最高齢の方に対して花束贈呈を考えているが、補助の対象となりますか。</p>	<p>参加者を対象とした敬老会の催しの一環であり、補助の対象となります。</p>
<p><b>【報償費・消耗品費・記念品贈呈費】</b></p> <p>Q7. 敬老会の参加者のうち米寿や白寿などの特定の年齢の方に対して祝い金の贈呈を考えているが、祝い金は補助の対象となりますか。</p>	<p>現金、商品券、図書カード、クオカード、お米券、カタログギフトなど換金性の高いものは補助の対象となりません。</p> <p>花束・タオル・ハンカチなどの物品の贈呈をご検討ください。</p>
<p><b>【消耗品費】</b></p> <p>Q8. 敬老会でビンゴゲームなどの催しを行い、参加者に景品・参加賞を渡した場合、補助の対象となりますか。</p>	<p>参加者を対象とした敬老会の催しの一環であり、補助の対象となります。</p> <p>ただし、現金、商品券、図書カード、クオカード、お米券、カタログギフトなど換金性の高いものは補助の対象となりません。</p>
<p><b>【消耗品費】</b></p> <p>Q9. 敬老会の開催当日に撮影した写真（記念写真等）を、参加者・関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）に対して渡す場合、写真の現像に要する費用は補助の対象になりますか。</p>	<p>補助の対象となります。</p> <p>なお、写真の現像・配付は、敬老会の開催当日中に行わなくても差し支えありません。</p> <p>また、開催後に10月31日〆切で提出していただく実績報告書類には「敬老会の開催内容・状況が確認できる写真」がありますのでご準備をお願いします。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【消耗品費】</b>  Q10.案内状・打合せ資料・プログラム・次第などを印刷・コピーする際の、プリンタのインク代は補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。品名、個数、単価を記載したレシート等を提出してください。ただし、プリンタ本体やパソコン本体は備品となるため補助の対象となりません。</p>
<p><b>【備品費】</b>  Q11.会場に飾る紅白幕を購入する場合、紅白幕の購入代金は補助の対象となりますか。</p>	<p>他の慶事にも使用可能であり、使用目的が敬老会に限定されないことから、補助の対象となりません。  ただし、敬老会のみを使用するためにレンタルする場合のレンタル代は、補助の対象となります。</p>
<p><b>【食糧費】</b>  Q12.敬老会で飲食物（お弁当やお茶など）を提供しようと考えているが、参加者が飲食するための飲食物の費用だけが補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となるのは、75歳以上の参加者の他に役員やスタッフ、来賓、講演等を行った講師、演奏などを行った学生・児童等の分も対象となります。  ただし、その費用に係る領収書には、単価、個数、誰の分かの内訳を欄外に記載してください。  <b>（単に飲食代の合計額の記載のみでは内訳が不明のため、補助対象となりません。）</b></p>
<p><b>【食糧費】</b>  Q13.敬老会で提供する料理を開催団体のメンバーが自分たちで調理し提供する場合、料理の材料費は補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。実績報告書類として、料理の材料を購入した際のスーパー等の領収書・レシートを提出してください。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【食糧費・消耗品費】</b></p> <p>Q14.当日の予備として、お弁当、お茶等の飲食物や、紅白饅頭等を購入する場合、予備は補助の対象となりますか。</p>	<p>予備として購入するものは、補助の対象ではありません。</p> <p>ただし、事前に出席の連絡があった参加者・関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）※が、体調不良などの理由により急きょやむを得ず敬老会に来ることができなくなった場合に、その方のためにあらかじめ発注していたお弁当等の費用で、キャンセルできず支払ったものは、補助の対象となります。当日になって急きょ欠席したことが分かるように名簿に記載してください。</p>
<p><b>【食糧費・消耗品費】</b></p> <p>Q15.敬老会の開催当日に参加者・関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）に提供・配付するためのお弁当、お茶等の飲食物や紅白饅頭等を選ぶため、“試しに”購入するお弁当等の費用は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となりません。</p>
<p><b>【食糧費・使用料】</b></p> <p>Q16.敬老会の開催前に行う打合せや、敬老会の開催後に行う反省会に係る経費は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となりません。</p> <p>ただし、敬老会の開催前に行う打合せの際に地区役員等が飲むお茶などの飲み物（アルコール類を除く。）の購入代や、打合せを行う会場の使用料は補助の対象となります。</p> <p>敬老会の開催前に行う打合せの際の飲み物のうちアルコール類及び食べ物の購入代、また、敬老会の開催後（反省会含む）に飲食した飲食物の購入代は対象となりませんのでご留意ください。</p>
<p><b>【印刷製本費・通信運搬費】</b></p>	

ご 質 問	回 答
<p><b>Q17.</b>参加者・関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）に案内状を発送する場合、案内状の印刷代・コピー代、はがき代、切手代は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。</p>
<p><b>【保険料】</b>  <b>Q18.</b>敬老会開催にあたり、損害賠償保険やボランティア保険を掛ける場合、その保険料は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。  （準備を行った日及び敬老会を開催した当日に係る保険料が対象です。それ以外の日に係る保険料は対象となりませんのでご注意ください。）</p>
<p><b>【委託料】</b>  <b>Q19.</b>体育館などの大きな会場で、会場設営を業者に委託して行う場合、会場設営の委託料は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。  ただし、業者ではなく地区役員等が設営を行う場合、当該地区役員等に対して支払う謝礼は、<b>人件費となるため、補助の対象となりません。</b></p>
<p><b>【使用料】</b>  <b>Q20.</b>町内自治会館や集会室等がなく、コミュニティセンターなどの有料施設を借りる場合、有料施設の使用料は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。  実績報告書類として、使用料に係る領収書・レシートを提出してください。</p>
<p><b>【使用料】</b>  <b>Q21.</b>敬老会において、投影機を使った催しを考えているが、投影機をレンタルする場合、その使用料（レンタル料）は、補助の対象となりますか。</p>	<p>参加者を対象とした敬老会の催しの一環であり、補助の対象となります。  ただし、投影機を購入する場合、その購入代は備品費となり補助の対象となりませんのでご注意ください（<b>テレビ、扇風機など器材の購入代も備品費となるため、補助対象外</b>）。</p>

ご 質 問	回 答
<p>【使用料】</p> <p>Q22.参加者を敬老会の会場へ送迎するためにレンタカーを借りた場合、レンタカーの使用料（レンタル料）は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となります。</p> <p>ただし、自家用車での送迎の場合は、敬老会のための送迎と日頃の利用とでのガソリン代の切り分けが難しいことから、補助の対象となりません。</p>
<p>【委託料・使用料】</p> <p>Q23.バスを利用して日帰りの旅行を考えているが、このときのバス使用料やバス旅行の委託料は、補助の対象となりますか。</p>	<p>補助の対象となりません。</p>
<p>【消耗品費・備品費】</p> <p>Q24.敬老会の案内状や打合せ資料等を印刷するためパソコンやプリンターを購入した場合、敬老会で使用するために体温計、フライパン、テーブルやイス等を購入した場合その購入代は補助の対象となりますか。</p>	<p>パソコン、プリンター、体温計、フライパン等調理器具は、使用目的が敬老会に限定されないことから、補助の対象となりません。</p>
<p>【消耗品費・食糧費】</p> <p>Q25.敬老会に来られない75歳以上の方に対して、紅白饅頭、赤飯、タオル、花束などを配付する場合、その購入代等の費用は、補助の対象になりますか。</p>	<p>補助の対象となりません。</p> <p>敬老会当日に来られない方に対して、紅白饅頭、赤飯、タオル、花束などを配付する場合、その物品・発送費用等は自治会費など実施団体独自の予算（＝敬老会補助金以外の財源）で行っていただくことになります。</p>
<p>【消耗品費・食糧費】</p> <p>Q26.敬老会の参加者に対して、紅白饅頭、赤飯、タオル、花束などを贈呈する場合、その購入代等の費用は補助の対象になりますか。</p>	<p>補助の対象となります。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【消耗品費・食糧費】</b></p> <p>Q27.参加者に代わり、その家族が代理で敬老会に出席する場合、代理で出席する家族に係る費用は、補助の対象になりますか。</p>	<p>代理で出席される家族に係る経費は、補助の対象となりません。敬老会補助金は、75歳以上の方を対象としており、また、高齢者の外出や交流を促進することを目的としています。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>Q28.商品の購入代の他に配送料や振込手数料がかかる場合、配送料や振込手数料は、補助の対象になりますか。</p>	<p>商品の購入に付随して生じる費用であれば、補助の対象となります。必ず、領収書を添付してください。</p>
<p><b>【使用料・その他】</b></p> <p>Q29.小中学校などの教室や体育館を無償で使用するから、小中学校に対して使用料に準じる額の寄付金や謝礼を渡す場合、寄付金や謝礼は、補助の対象になりますか。</p>	<p>寄付金や謝礼は、補助の対象となりません。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>Q.30 補助の対象とならない75歳未満の方も招待して敬老会を開催する場合、会場の使用料などの経費を、補助の対象となる参加者・関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）の人数に応じて按分して算出する必要がありますか。</p>	<p>会場の使用料や、会場内音響機器の操作委託料、出演者に対する謝礼など、敬老会全体に掛かる経費は、補助の対象となる参加者の人数に応じて按分していただく必要はありません（参加者・関係者に比べて補助の対象とならない75歳未満の方の人数が多い場合については、事前にご相談ください。）。</p> <p>ただし、1人ひとりに贈呈する分を個別に発注し単価がわかるもの（お弁当、お茶、紅白饅頭、記念品など）については、参加者・関係者の分のみが対象となり、関係者以外の75歳未満の方の分は、補助の対象となりません。</p>



ご 質 問	回 答
<p>【その他】</p> <p>Q.31 学生が敬老会に参加するとき、必ず名簿に記入しなければならないのか。</p>	<p>未成年を名簿に掲載することは必ずしも必須ということはありません。参加した人数を名簿に記載してください。領収書等の内訳に差異がないようお願いいたします。</p> <p>ただし、顧問・付き添いなどで来られた方を補助対象とするには、個々に記載が必要です。</p>
<p>【その他】</p> <p>Q32.敬老会を開催する場所が千葉市外にある有料施設や飲食店などの場合、開催費用は、補助の対象になりますか。</p>	<p>敬老会を開催する場所が千葉市外である場合、開催に要する費用は、補助の対象となりません。</p> <p>敬老会を開催する場所が千葉市内である場合の費用のみ、開催に要する費用が補助の対象となります。</p>
<p>【その他】</p> <p>Q33.台風の接近などやむを得ない事情により敬老会の開催を中止する場合、敬老会補助金は一切もらえませんか。</p>	<p>敬老会を開催するため案内状を印刷済であった場合の用紙代など、準備に当たって既に支出済の費用については、敬老会を中止せずに開催できた場合と同様に、補助の対象となりますので、実績報告書の提出をお願いいたします。</p>

## ○領収書に関すること

ご 質 問	回 答
<p><b>【領収書を徴することが難しい経費】</b></p> <p>Q34.出演者・講演者等に対する謝礼（お車代）について、領収書を提出する必要はありますか。</p>	<p><b>領収書又は受領書を提出していただく必要があります。</b></p> <p>参考：20 ページのキ</p> <p>領収書又は受領書の書式は任意ですが、以下の事項が記載されたものとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催団体から出演者・講師等へお渡しした謝礼の金額</li> <li>・ お渡ししたものが謝礼である旨</li> <li>・ 出演・講演等をされ謝礼を受け取ったご本人の、直筆の受領署名（フルネーム）又は受領の記名押印</li> </ul> <p><b>【受領書の見本】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">受領書</p> <p>〇〇敬老会実行委員会 様</p> <p style="text-align: center;">金 〇〇〇, 〇〇〇円</p> <p>上記、敬老会での落語の謝礼として受領しました。</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">住所 千葉県〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">氏名 千葉 太郎</p> </div>

ご 質 問	回 答
<p><b>【領収書を徴することが難しい経費】</b></p> <p>Q35.町内自治会館に備え付けのコピー機（リース）を使用して案内状・打合せ資料等を印刷・コピーした場合で、印刷・コピーに係る代金の領収書・レシートが発行されない場合、どのように対応すればよいですか。</p>	<p>印刷・コピーに係る代金のレシート・領収書が発行されない場合に限り、敬老会補助金の申請団体の代表者が支払いを証する書面（コピー等を行った日付、用途、単価、枚数を記載）を作成し、署名又は記名押印してください。</p> <p>書式は任意です。</p> <p>なお、印刷のために店舗で用紙を購入し、その購入代金についてレシート・領収書が発行されている場合は、用紙を補助対象経費として申請するにあたり、支払いを証する書面ではなく、発行されたレシート・領収書をご提出ください。</p> <p><b>【支払いを証する書面の見本】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>××自治会</p> <p>① ○月○日 コピー代（案内状） 1,000円（10円×100枚）</p> <p>② ○月○日 コピー代（○月○日の打合せ資料） 300円（10円×30枚）</p> <p>コピー機を使用して前記資料を印刷しましたが、領収書及びレシートが発行されないため、上記費用を支払ったことを証します。</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日 ××自治会 会長 中央 太郎 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">中央</span></p> </div>
<p><b>【領収書の取扱い】</b></p> <p>Q36. お弁当、お茶、紅白饅頭などの購入等に係る領収書は、参加者や関係者（来賓・地区役員等・出演者・付き添の方）の区分ごとに、別々に発行してもらう必要がありますか。</p>	<p>領収書は、参加者や関係者の区分ごとに、別々に発行してもらう必要はありません。</p> <p>ただし、参加者分○個、来賓分△個等、購入等の内訳を余白に記入してください。</p> <p>詳細は、21ページのケ及び21ページの【領収書・レシートの見本】の右部分★をご参照ください。</p>

ご 質 問	回 答
<p>【領収書の内訳】</p> <p>Q.37 領収書には、お弁当などの個数や単価を記載する必要がありますか。</p>	<p>20ページのとおり、具体的な品名、個数や単価の記載が必要です。記載がない書類は詳細が不明なため、補助対象外となります。</p> <p>もし、領収書に内訳がわかる記載がない場合は、領収書に係る代金の請求内訳書や納品書を添付してください（内訳がない場合は、品名、個数、金額の内訳を団体で記載してください。）。</p>
<p>【領収書の内訳】</p> <p>Q38 領収書のただし書は、以下のようなもので構いませんか。</p> <p>お品代 一式 雑費 諸費用 諸経費 飲食代</p>	<p>補助の対象となる経費に該当するか判断が難しいことから、左記のただし書での領収書では補助の対象となりません。</p> <p>必ず、具体的な品名、個数、単価等がわかる領収書としてください。詳細は、20・21ページをご参照ください。</p> <p>もし、領収書に内訳がわかる記載がない場合は、領収書に係る代金の請求内訳書や納品書を添付してください。</p>

○補助金の申請団体（敬老会の開催団体）について

ご 質 問	回 答
<p>【申請団体（開催団体）】</p> <p>Q39.補助金の申請団体（敬老会の開催団体）となり得るのは、どのような団体ですか。</p>	<p>補助金の申請団体（敬老会の開催団体）は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会、社会福祉施設、町内自治会、マンション等の管理組合、老人クラブ及びNPO法人並びにこれらの団体が構成員となって合同開催する場合の団体（合同敬老会、敬老会実行委員会）などです。</p>
<p>【申請団体（開催団体）】</p> <p>Q40. 民生委員児童委員協議会、町内自治会や社会福祉協議会などが“合同で”敬老会を開催する場合、補助の対象となりますか。</p> <p>また、補助の対象となる場合、手続はどのようになりますか。</p>	<p>合同で敬老会を開催する場合も、補助の対象となります。</p> <p>補助金を申請する際に、合同開催する場合の団体（合同敬老会、敬老会実行委員会）の中から代表者を決めていただき、その方が合同敬老会の構成員の分を一括して申請していただくこととなります。</p> <p>【例】 A自治会・B自治会・C自治会の3自治会が××地区合同敬老会を組織し、敬老会を開催するとき</p> <p>→ B自治会の会長が、××地区合同敬老会の代表者として、3自治会分の補助金を申請</p>
<p>【申請団体（開催団体）】</p> <p>Q41. 同一地域において、社会福祉協議会地区部会や町内自治会などが別々に敬老会を開催する場合、それぞれ別に補助金の申請は可能ですか。</p>	<p>それぞれ別に補助金の申請を行うことは可能です。</p> <p>また、同じ参加者※がそれぞれの敬老会に重複して参加することは可能ですが、この場合、この参加者に係る補助金の申請は重複することができないため、いずれの団体が補助金を申請するか、団体間で調整してください。</p>

## ○補助金に係る提出書類について

ご 質 問	回 答
<p><b>【申請期限・書類の提出期限】</b> Q42.補助金の申請期限（書類の提出期限）は、いつですか。</p>	<p>補助金の申請期限（交付申請書類の提出期限）は、令和5年7月7日（金）です。</p>
<p><b>【複数の区にまたがって開催する場合】</b> Q43. 区をまたがって敬老会を開催する予定だが、書類はどの区へ提出すればよいですか。</p>	<p>申請団体（開催団体）の代表者が所属する区へ書類を提出してください。</p>
<p><b>【補助金の振込時期】</b> Q44.補助金の振込は、いつ頃になりますか。</p>	<p>完了払を希望されるか、概算払を希望されるかにより異なります。</p> <p>お振込みの予定時期は、次のとおりです。 なお、いずれの場合もお振込み予定日が決まり次第、書面にてお知らせします。</p> <p>完了払：（敬老会を開催し、補助金額が確定した後）12月頃～翌年3月頃 概算払：（敬老会を開催する前）8月末頃</p> <p>ただし、お振込みする額は、補助金の見込み額であり、敬老会の開催後に精算手続が必要となります。</p> <p>詳細は、以下のページをご参照ください。 完了払：10～12ページ 概算払：13～15ページ</p>
<p><b>【補助金額の増額変更】</b> Q45.当初に交付申請をしたときよりも、経費や参加者の人数が多くなる見込みとなった場合は、どのようにすればよいですか。</p>	<p>7月7日（金）〆切で提出していただいた交付申請書類「千葉市敬老会補助金交付申請書」よりも経費や参加者の人数が多くなる場合、変更申請書をご提出いただく必要があります。</p> <p>8月上旬までに、市高齢福祉課（043-245-5169）までご連絡ください。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【補助金額の減額変更】</b></p> <p>Q46.当初に交付申請をしたときよりも、経費や参加者の人数が少なくなる見込みとなった場合は、どのようにすればよいですか。</p>	<p>敬老会を開催した後に実績報告書類をご提出いただき、その内容を市が審査したうえで、補助金額を確定します。</p> <p>この確定した補助金額をもとに、</p> <p>完了払：確定した後の補助金額を、市からお振込みします。</p> <p>概算払：市からお振込み済の金額と、確定した補助金額との差額を<u>返還していただきます</u>。市から納付書をお送りしますので、指定の期日までに、金融機関にて納付書により返還してください。なお、この際の振込手数料は不要です。</p>
<p><b>【補助対象事業費上限額】</b></p> <p>Q47. 補助の対象となる参加者の人数に応じて補助対象事業費上限額※2が設定されているが、それを超える費用をかけて敬老会を開催することはできますか。</p> <p>※ 3ページ参照。(参加者×4,000円)</p>	<p>補助対象事業費上限額を超える費用をかけて敬老会を開催することはできません。補助対象事業費上限額は、あくまで市から交付する補助金額の上限を設けるものであり、団体が敬老会の開催にあたって支出する経費を制限するものではないためです。</p> <p>しかしながら、補助対象事業費上限額の範囲内の費用のうち4分の1の額と、補助対象事業費上限額を超える額の全額は、補助金の申請団体（敬老会の開催団体）実施団体の自己負担となりますのでご注意ください。</p>
<p><b>【実績報告について】</b></p> <p>Q48. 実績報告書類として「敬老会の内容や流れがわかるもの」を提出することとなっている。</p> <p>次第は、特に作成していない場合、どうすればよいですか。</p>	<p>補助金の金額の確定にあたり、確認させていただきますので何らかの資料を提出していただく必要があります。参加者等に配付したプログラム・しおりのほか、会場内に掲示した次第の写し、従事者用のタイムスケジュール等で結構ですのでご提出ください。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【実績報告について】</b></p> <p>Q49. 実績報告書類として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敬老会に参加された補助対象者の氏名及び人数が確認できる名簿</li> <li>・ 敬老会に出席された来賓・地区役員等（運営者、スタッフ）、出演者・付き添等（ボランティア、出演者等）の氏名、人数及び内訳（来賓等の区分）が確認できる名簿を提出することとなっているが、どのようなものを提出すればよいですか。</li> </ul>	<p>この手引の <b>28・29</b> ページの見本を参考に作成してください。</p> <p>提出していただく名簿は、なるべく千葉市所定の様式で作成をお願いいたします。もし、千葉市所定の様式以外の名簿で提出する場合は、参加者・関係者の氏名・人数・内訳がわかるようにご準備ください。</p>



## ○補助金の加算について

ご 質 問	回 答
<p><b>【参加者の増】</b></p> <p>Q50. 当初は対象となる参加者の人数を30名未満と見込んでいたため、加算は受けられないものとして申請していた。しかし、開催実績として当日来場された参加者が30名以上となった場合、加算の対象となりますか。</p>	<p>加算の対象となります。</p>
<p><b>【団体の合併（敬老会+敬老会）】</b></p> <p>Q51. 既に敬老会を開催している団体同士が合併した場合、加算の対象となりますか。</p>	<p>加算の対象となりません。</p> <p>加算は、敬老会を開催せず記念品の配付のみを行っていた団体や、敬老会を開催せず記念品の配付も行っていなかった団体が、新たに敬老会を開催されるよう促すことを目的としているためです。</p>
<p><b>【団体の合併（敬老会+記念品）】</b></p> <p>Q52. 既に敬老会を開催している団体と、敬老会は開催していなかったが記念品を配付していた団体とが合併した場合、加算の対象となりますか。</p>	<p>加算の対象となりません。</p> <p>加算は、敬老会を開催せず記念品の配付のみを行っていた団体や、敬老会を開催せず記念品の配付も行っていなかった団体が、新たに敬老会を開催されるよう促すことを目的としているためです。</p>
<p><b>【団体の合併（記念品+記念品）】</b></p> <p>Q53. 記念品を配付していた団体同士が合併した場合、加算の対象となりますか。</p>	<p>加算の対象となります。</p>

ご 質 問	回 答
<p><b>【団体の分割（敬老会 ⇒ 敬+敬）】</b></p> <p>Q54. 既に敬老会を開催している団体が、分割して、それぞれ敬老会を開催する場合、加算の対象となりますか。</p> <p>例）・自治会を分割して、2つの自治会になり、それぞれ開催する。</p> <p>・今まで社会福祉協議会地区部会で開催していたが、自治会ごとに開催することとする。</p>	<p>加算の対象となりません。</p> <p>加算は、敬老会を開催せず記念品の配付のみを行っていた団体や、敬老会を開催せず記念品の配付も行っていなかった団体が、新たに敬老会を開催されるよう促すことを目的としているためです。</p>